

# 世帯内資源配分に関する研究にみる 「世帯のなかに隠れた貧困」

丸山 里美

---

はじめに

- 1 資源配分の結果——金銭的資源の把握
- 2 資源配分の結果——剥奪アプローチによる生活水準の把握
- 3 資源配分の過程
- 4 税・社会保障制度の世帯内の個人への影響
- 5 世帯を単位とした制度の問題

おわりに

はじめに

女性の貧困は、ここ数年メディアでもしばしばとりあげられるようになってきているが、シングルマザーや単身女性など、女性が世帯主の場合の問題とみなされることが多い。ここには、一定の所得がある世帯主の男性がいれば、女性は貧困に陥ることはないという暗黙の前提がある。しかし実際には、夫が一定以上の所得を得ていたとしても、世帯のなかでお金が不平等に配分されているために、妻（や子ども）だけが貧困に陥ることがある。従来の貧困研究では、貧困は世帯を単位に考えるのが一般的な方法であるため、このような世帯のなかで特定の個人だけが困窮しているという状態は、貧困とはみなされてこなかった。

本特集の4つの論文では、このような状態を「世帯のなかに隠れた貧困」ととらえている。具体的には、下記のような状態を想定している。

- 1) 夫に十分な所得があっても、妻は必要な額の生活費を渡してもらえず、生活に困窮している。
- 2) 子どもの生活費や養育費を捻出するために自身の消費を抑えた結果、母親の生活水準だけが容認できないレベルに低下している。
- 3) 借金の返済や滞納への対応のために、日常的な家計管理役割を担う妻が、自分の消費を圧縮したり後回しにした結果、妻の生活水準が容認できないレベルに陥っている。
- 4) 出産を機に仕事をやめたが、生活費は出産以前から変わらず夫と折半で、妻は結婚前に貯めた自分の貯金を切り崩して生活費を捻出している。

本特集では、4)のように、現に容認できないレベルの生活をしていない場合でも、そのような状態が続けば将来的には貧困になるリスクを抱えている場合も「世帯のなかに隠れた貧困」として考えることにしたい。

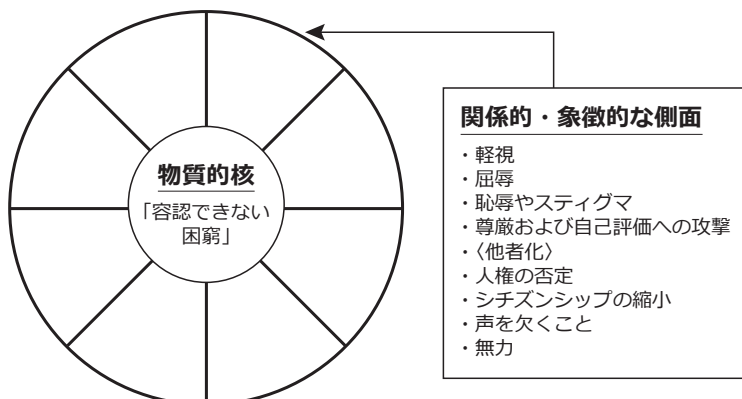
女性の貧困の特徴として、これまでの研究では、世帯のなかに隠れて見えづらいことがしばしば指摘されてきた。しかし上記で示した「世帯のなかに隠れた貧困」がどのようなものなのかを直接とらえる研究はわずかしかなく、さまざまな分野の研究のなかで散発的に議論されてきているにすぎない。本稿では、こうした「世帯のなかに隠れた貧困」がこれまでどのように論じられてきたのかを、世帯内における資源配分に焦点をあてた日本と英語圏の研究に焦点をあてて整理していく。またこのような視点が欠如していることが、現実のどのような問題とつながっているのかについても検討していきたい。

### 本研究の意義

「世帯のなかに隠れた貧困」を新たに研究の対象としてとらえなおすことには、2つの意義があると考えられる。1つめは、世帯を単位に貧困を把握することでは見えなくなってしまう形の貧困を可視化できるということである。たとえば、夫から必要な額の生活費を渡してもらえずに妻や子が生活に困窮しているというような「経済的暴力」は(吉中論文参照)、世帯収入が基準を上まわっていれば、従来は貧困であるとはみなされてこなかったが、こうした状態を貧困の問題としてとらえなおすことができる。2つめは、女性が世帯のなかで払っている犠牲を可視化させることができるということである。女性が自身の生活水準を落とすことで、世帯全体や子どもの生活が貧困に陥らずに維持されていることは少なくない。そのことを当然視するのではなく、そこにいかなる犠牲が払われているかに光をあてることは、ときに見られるような、貧困を回避するために家族のなかで助け合うことを称揚する風潮や政策を批判的にとらえることにつながるだろう。

なお本特集の4つの論文では、貧困を Ruth Lister の整理にならって、「貧困の車輪」であるととらえている(図1)。貧困そのものは多様なとらえ方ができる論争的なものであるが、Listerはその車輪の軸にあたる部分に、「容認できない困窮」という、貧困の物質的な面が核としてあると

図1 物質的・非物質的な貧困の車輪 (Lister 2004=2011: 22 より)



いうことを重視する。しかしもちろん貧困には物質的な面だけではなく、そのなかで暮らす人々が経験するスティグマや尊厳の否定など、関係的・象徴的な側面があり、それらは車輪の外側にあって、両者が一体となって貧困は形成されていると考える (Lister 2004 = 2011: 22-23)。

### 世帯内資源配分に関する研究

世帯のなかで資源がいかに配分されているかに焦点をあてる研究が広まったのは、イギリスの Jan Pahl による功績が大きい<sup>(1)</sup>。Pahl (1989 = 1994) は DV シェルターでシングルマザーを対象に調査をしていたとき、離婚後は最低限度の生活しかしていないにもかかわらず、離婚前に比べて経済的に楽になったと話す人が多いことに気づく。それをきっかけに、婚姻世帯がどのようにお金を管理し配分しているのか等をとらえる研究をはじめ、家計管理類型やそれを規定する要因、夫と妻の収入と支出の割合やその意味などを明らかにした。その後 Pahl に影響を受けた、世帯内部の資源配分に着目する研究が、先進国ではさまざまに行われるようになる<sup>(2)</sup>。

日本では 1980 年代後半から、御船美智子・岩田正美・室住眞麻子・木村清美らを中心とした研究グループが、家計経済研究所をベースに、イギリスの研究に学びつつ、家計がどのように管理され組織されているかを、世帯内の個人レベルにまでばらして実証的に把握する研究を行うようになる。そしてこの成果を反映させる形で、家計経済研究所では、家計管理類型や個人レベルでの家計行動を把握するパネル調査が継続的に行われるようになり、その後の研究所の基盤を確立していった。

この家計経済研究所の研究プロジェクトを担っていた 1 人である室住は、日本でもっとも継続的・網羅的にこの分野の研究を行っている人物である。室住は「家計の内部関係」に一貫して関心を持ち、そのような視点から内外の先行研究を整理・紹介している (室住 2000 ; 2006 ; 2019)。室住の関心は、個人別の支出、収入、家計管理のありよう等、家計の内部で何が行われているかをとらえたいということであり、その背景には、世帯のなかで女性や子どもが置かれている不利な状況を明らかにしたいということがある。同様の問題意識から出発した本研究プロジェクトは、室住の研究成果に多くを負うものであり、そこで整理・紹介されてきた研究は、本研究プロジェクトにも多大な影響を与えていることは明言しておく。室住は、本研究プロジェクトのいう「世帯のなかに隠れた女性の貧困」を、「世帯内貧困」という言葉で表現し、世帯のなかの個人の状況に配慮した貧困測定のあるり方に関する研究の紹介に特に紙幅を割いており (室住 2006)、本プロジェクトの関心は、室住が研究対象としてきた「家計の内部関係」の一部をなすものである。

## 1 資源配分の結果——金銭的資源の把握

英語圏では、世帯内資源配分の研究は、資源配分の「結果」と「過程」に焦点をあてたものの 2

---

(1) Pahl 以前に、フランスのマルクス主義フェミニスト Christine Delphy (1984 = 1996) が、世帯内資源配分研究の嚆矢とされることもある。Delphy は、家族の消費に関する研究は世帯内部の分配を見なければならないとして、農村家族の食糧消費の男女間や年齢による不平等と、この不平等を支える原理を検討し、消費の単位を家族と考えることの問題を指摘している。

(2) 世帯内の資源配分に着目した研究は、開発学の分野で研究が蓄積されているが、先進国を対象とした研究とはあまり接続されていない。本稿で検討することができたのは、先進国を対象とした研究にとどまる。

つに分類されるのが一般的である (Bennett 2013 など)。「結果」は、世帯内での個人の消費や福祉 (well being) の状態、「過程」はこれがどのように資源の管理や支配と結びついているかを見ている。ここでは、まず結果に関する研究から見ていく。

資源配分の結果に焦点をあてた代表的な研究として、世帯のなかの個人別の消費を把握しようとしたものがある。消費を個人別に把握するには、日々の生活の詳細な記録が必要となるため、調査自体が難しいものとなるが、日本では早い段階で、こうした調査が行われていた。児童手当の制度をつくる際の基礎資料とするために、1970年に社会保障研究所が行った調査では、世帯員ごとの支出が詳細に記録・分析されており、そこからは多くの世帯で支出の割合は夫が最大で、2番目に多いのが長子、複数子がいる場合は年齢の高い順に続き、妻の支出割合が最小であることが明らかにされている。つまり、もっぱら妻が自分の個人消費分を圧縮して子の養育費を捻出しているのである (前田・湯本・松村 1971)。

イギリスにおいても、母親の収入は子どもの貧困防御に効果があることが、早くから指摘されてきた。たとえば Pahl は、夫と妻の所得が同額だけ上昇すると、家計費に充当するのは夫が増加分の 16% であるのに対し、妻は 28% であることを、家計調査を用いて実証している。すなわち、もし 1 ポンドが母親の手を通して家計に入ってくるとすると、世帯の食料費に使われる割合は、父親によって持ち込まれる場合よりも大きいというのである (Pahl 1989 = 1994 : 145)。また、父親に比べて母親の方が自身の所得の多くを子どものために支出し、自分のために使わないことが、多くの研究で示されていることを指摘している (Pahl 1984 = 1994 : iii)。

このように、妻が夫に比べて個人消費を切り詰めているという実態は、日本でもさまざまな研究において指摘されている<sup>(3)</sup>。たとえば家計経済研究所が首都圏の核家族を対象に行った調査でも (家計経済研究所 2009)、家族の生活費のために妻が自分の消費を切り詰めた経験を聞いている。それによれば、よくある 37.1%、ときどきある 16.6%、たまにある 32.1%、まったくない 14.1% と、最近でも多くの妻がこの経験を共有していることがわかる。

また、世帯のなかで配分される資源として、フローである収入ではなく、貯金や資産といったストックを把握しようとする研究もある。日本では御船が世帯内の個人の資産に着目し、預貯金や不動産の名義や処分権に関する意識をたずねた調査の分析を行っている。そこから御船は、妻の名義資産は夫に比べて少ないこと、それにもかかわらず妻に被害者意識はなく、夫にも加害者意識がないため、妻の資産が少ないことが問題視されない状況にあることを指摘している (御船 1999)。つまり妻は夫に比べて、フローだけではなくストックの面でも、不利な状況にあるのである。

本研究プロジェクトで「世帯のなかに隠れた貧困」と呼ぶ状態を、直接とらえた数少ない研究としては、木村 (1999) によるものがある。木村は Pahl の研究に影響を受け、離別母子世帯の調査において、離婚前の夫妻間のお金をめぐる不平等について分析している。それによれば、インタビュー対象者 44 名のうち、前夫に安定的な収入があるにもかかわらず妻は十分な生活費を使えな

(3) 世帯内の資源配分の実態をとらえるために、家計経済研究所が行った調査では、これまでの研究とは反する結果が示されている (坂本 2008)。世帯のなかで個人消費を特定できる衣類・履物・教養・娯楽・交際費を妻と夫とで比較すると、多くの場合、妻の消費が夫の消費を上まわるという結果になっているのである。坂本和靖はこれまでの研究とは異なる結果になった理由を特に述べていないが、興味深い点である。

かったのは20名、うち15名は夫の浪費によって生活費不足に陥り、5名は夫が妻に十分な生活費を渡していなかった。夫に安定的な収入がないという人も11名いた。妻に収入の一部しか渡していない夫も多く、なかには妻の収入や資産も夫が奪っていくケースもあった。さらに31名中22名が、離婚後に暮らし向きが上がったと答えている。具体的なケースの紹介も交えたこの分析からは、世帯収入はあっても離婚前に貧困を経験していた妻が少なくないことがわかる。これも、資源配分の結果に着目した研究といえるだろう。

こうした資源配分の結果に焦点をあてた研究の重要な知見の一つは、女性の収入が世帯全体の収入に占める割合が高いほど、妻自身の実際の消費も妻が自由に使えるお金も増加するという点である。これは日本でも他国においても、多くの研究で実証されている（重川2004；家計経済研究所2009；Cantillon Maitre & Watson 2016など）。坂本和靖（2008）はさらに、妻の相対的な収入が増加することで、妻の個人消費だけでなく、余暇時間も増えることを、調査の分析から導き出している。つまり、女性が自分自身の収入を持ち、経済的に自立するほど、世帯内に隠れた女性の貧困は改善し、より自由を享受できるようになることが期待できるのである。

また資源配分の結果に焦点をあてた研究手法として近年発展しているのは、時間利用を組み込んだ貧困研究の分野である。世帯内で配分される資源には金銭だけでなく時間もあり、残業をすることで所得を増やす、サービスを購入することで自由時間を確保するなど、金銭と時間は代替可能であるため、それらを組み合わせて世帯内の資源を把握することで、金銭だけに着目するよりも、より多面的に人の生活実態をとらえることができるからである。

なかでもTania Burchardt（2010）は、Amartya Senの潜在能力の考え方を取り入れ、金銭、時間や各人の能力などの資源と、家事・育児などの責任を果たすために必要な時間との相互作用を考慮して貧困を把握しようとしている。具体的には、1日24時間から睡眠・食事・入浴・身づくろいなどに必要な基礎的活動時間と、最低限必要な家事・育児時間、労働・通勤時間を引いて残る自由時間が、基準を下まわる場合を、「時間の貧困」ととらえる。そして貧困基準を上まわるだけの所得を稼ぎ、かつ最低限必要と考えられる睡眠時間や育児時間を確保しているのは、「時間の貧困」に陥ってしまう場合を、「時間—所得の潜在能力」が貧困であるととらえる。これはつまり、自分の生存と家事・育児等に必要な最低限の時間を確保しながら、最大限就労に時間を費やしても、貧困基準を超える所得を得ることができないという状態を指す。この最低限必要な時間というのは、ケアが必要な子どもの数や賃金水準、障害の有無などによって異なってくる。すなわち、賃金水準が高い人は短い時間で最低限必要な所得を稼ぎだすことができ、身体障害のある人は基礎的な活動時間が余分に必要になるなどである。Burchardtはこれらを考慮して、大規模な生活時間調査のデータを用いて、子どもがいない高賃金のシングル男性、2人の子がいるシングルマザー、子どもが3人いる夫婦世帯の妻などいくつかの典型的な人をモデルに、「時間—所得の潜在能力」の取りうる幅を描き出している。また「時間—所得の潜在能力」が貧困になりやすいのは、配偶者がいない人や、幼い子を抱えていたり子どもの数が多くてケア責任が重い人、障害がある人、学歴が低い人などであるという（Burchardt 2010）。

このような研究手法は、所得単体ではなく所得と時間を組み合わせて個人の生活状態を把握しようとするものであり、お金と時間との選択をよりシビアに迫られる女性にとって、その状況を敏感



にとらえるとともに、世帯のなかで容認できない困窮状態に置かれやすい個人の特徴を明らかにすることができるものとして、今後も発展させていく可能性があるだろう。

## 2 資源配分の結果——剝奪アプローチによる生活水準の把握

本特集の冒頭の鳥山まどかによる「特集にあたって」では、従来の貧困研究が世帯を単位に行われてきたことの顕著な例として、相対的貧困率を用いた貧困測定がとりあげられている。しかし最近の貧困研究では、こうした貧困測定が明らかにできるのは貧困という現実のごく一面にすぎず<sup>(4)</sup>、貧困はこのような一元的かつ絶対的な基準ではとらえられないという認識は、広く共有されるようになってきている。したがって相対的貧困率のような一元的な貧困測定の指標を補うべく、所得による貧困の把握と並んで、「相対的剝奪」といわれるアプローチが併用されるようになってきているのである。

「相対的剝奪」は、所得によって得られるであろう生活水準を想定するのではなく、実際の生活水準を直接測定することで貧困を把握しようとする方法で、Peter Townsendによって提唱されたものである。具体的には、朝食を食べられるか、病気になったときに病院に行けるかなど、その社会で多くの人が実現している生活水準を具体的にリストアップし、そこからの乖離の程度を指標化して貧困を把握する。日本ではこの剝奪アプローチによる貧困測定は、最近の自治体による子どもの貧困調査を除いて、公式には行われておらず、研究者が独自に行っている調査がいくつかあるのみ(阿部 2006; 2014 など)であるが、たとえばEUでは、所得による相対的貧困率の測定と組み合わせる形で、剝奪アプローチによって測定される生活水準が、公式の貧困把握の方法として採用されている。

しかしこの剝奪アプローチも、剝奪を把握する指標は世帯単位のものが用いられるのが一般的である。つまり、所得を用いた貧困の測定と同様、世帯のなかで資源が平等に配分されていることが前提になっているのである。たとえば、EUで公式に用いられている剝奪指標の項目である、「2日に1回は肉か魚かベジタリアンの相当物を食べる」「家を暖かくしておく」「車を所有している」などを世帯にたずねる<sup>(5)</sup>だけでは、母親だけが食わずに我慢することもあるという現実をとらえきれず、車や暖房についても、実際にそれを自分のために使えるかは夫と妻では回答が異なりうるというのである。したがってこのような剝奪指標を世帯内の個人にあてはめただけでは、世帯のなかで特定の個人が経験している貧困や剝奪はとらえられない。以上のことから Sara Cantillon は、世帯内の個人の剝奪を明らかにするためには、指標から開発しなければならないという。またインタビュー時にパートナーが居合わせると、妻は夫に遠慮しているためか、自分の剝奪を話さない傾向にあり、単独でのインタビューを保障するか、できない場合はそのバイアスも考慮する必要があるという調査方法の検討もあわせて行っている(Cantillon and Nolan 1998; 2001; Cantillon 2013)。

(4) たとえば鳥山が紹介している相対的貧困率は、所得を用いて算出しているため、資産が反映されておらず、高額の貯金を取り崩して生活しているような高齢者世帯を貧困としてしまうなどの問題がある。

(5) 剝奪アプローチでは、一定の手続きのもとに定められたこうした項目について、経済的な理由でできなかったものの数をカウントする。その詳細については、阿部(2014)などを参照。

Cantillon らが、一般的な剝奪指標を個人用に修正して実施した調査では、女性は男性に比べて食べ物、エアコンや車の使用などはやや剝奪されている割合が高い一方、自由に使えるお金、社会生活や余暇については女性が男性に比べて剝奪されている程度は大きく、お金よりも時間の制約からそのような男女の違いが生まれているという結果が示されている。また子どもがいる場合、妻と夫の剝奪の程度は差が大きく、妻は子どものために自分自身の生活水準を落としている (Cantillon 2013)。さらに Cantillon らの研究で興味深いのは、子どもがいる世帯はいない世帯と比べて、妻の方が剝奪の程度は大きいにせよ、夫も剝奪されている割合が高く、父親も自分の消費を切り詰めることで子どもが貧困に陥ることを防衛していることが示されているということである (Cantillon, Maitre, and Watson 2016)。また先に述べたように、妻自身に収入があることは、妻の消費や自由時間を増加させるだけでなく、夫と妻との生活水準の差を縮める効果があることが、剝奪アプローチを用いた Cantillon の研究からも明らかになっている (Cantillon 2013)。

さらに最近の英語圏の世帯内資源配分の研究領域においては、これまでの研究がおもに夫妻間の不平等を対象にしていたところから、世帯内資源配分における子どもの役割や、親以外の成人を含む複合家族、三世代間での資源の移転を対象にした研究に、関心が拡大しつつある。たとえば Burchardt と Karagiannaki は、複合家族も含む世帯を対象に、ヨーロッパ 32 カ国間で世帯と個人の剝奪の程度を比較する研究を進めている。この研究では、個人の剝奪と世帯の剝奪をそれぞれ別に指標化し、女性は男性と比べて剝奪されている割合が高いこと、女性は個人の生活レベルを下げることで世帯全体の生活レベルを上げる傾向があるのに対して、男性はその逆で、世帯の生活レベルを下げることで個人の生活レベルを上げる傾向があることなどがわかっている (Burchardt and Karagiannaki)。

貧困研究においては、剝奪アプローチによる貧困の把握がさまざまな国で取り入れられるようになってきているが、ここで紹介したような、世帯の剝奪と個人の剝奪を別に指標化する手法は、同じ世帯のなかで暮らしていたとしても異なる生活水準にあるかもしれない個人の状態を把握できる方法として、有用なものだといえるだろう。

### 3 資源配分の過程

つぎに、資源配分が行われる過程そのものに焦点をあてた研究を見ていきたい。これらの研究の代表的なものは、世帯の家計管理の種類の把握と、それがどのような世帯類型や配分の結果と関連性があるかをとらえようとしたものである。

日本では御船をはじめとする研究グループによって、各世帯の家計管理を類型化するための基礎が確立され、家計経済研究所の調査においてその類型が把握されてきた。この家計管理類型がわかる直近のものとしては、妻が 29～35 歳の首都圏の核家族を対象にした調査がある (家計経済研究所 2009)。この調査では家計管理のタイプを 4 分類しており、妻管理 (夫は収入をすべて渡す 56.4%、夫は収入の一部を渡す 12.6%、すべてか一部か不明 2.3%) が 71.3%、共同の財布があるのは 6.8%、支出分担するのは 15.1%、夫管理は 2.9% であるという (家計経済研究所 2009)。これは限られた世帯を対象にした調査ではあるが、日本では約 7 割の世帯で妻が家計を管理していることがわかる。

この妻が家計管理をしているという割合は、日本は他の先進国と比べて圧倒的に高い。各国の家計管理の方法を国際比較した研究では、日本は他国と比べて妻管理が圧倒的に多く55.9% (17カ国平均では14.9%)、共同管理は11.2% (17カ国平均では52.1%)と、それを示す結果になっている(岡本2015)<sup>(6)</sup>。

このような状況を指して、日本では「女性が財布の紐を握っている」と一般的には考えられてきた。しかし家計経済研究所を中心とした研究の成果から明らかになっているのは、妻の個人的な消費は夫のそれと比べて、収入の割に少ないということである。特に家計の共同度が高く、妻が家計を管理するタイプの世帯では、夫妻の個人的な支出の格差は大きい(御船1995)<sup>(7)</sup>。つまり、たとえ妻が財布の紐を握っている＝家計を管理していたとしても、自分のために消費しているわけではないのである<sup>(8)</sup>。

また英語圏の研究では、日常レベルのお金のやりくりを示す「管理 (management)」と、家計全体の実権を握る「コントロール」とは異なるという認識が一般的である<sup>(9)</sup>。「コントロール」は、大きな買物の決定は誰がするのかという質問でしばしば把握されている。日本でも、日常のやりくりは女性が担っていたとしても、家計の実権を握っているわけではないことが推測されるが、日本の研究のなかでは、イギリスのように「管理」と「コントロール」は異なるという認識は一般的なものではない。

このような世帯のなかの資源配分の過程を把握する研究が、「世帯のなかに隠れた貧困」を問題にしたい本稿において重要なのは、特に低所得の世帯の場合である。ここまで見てきたように、妻がやりくりの責任を負うことが多いという実態は、低所得の世帯においては、つじつまをあわせるために、妻が特に貧困に陥りやすいということを示しているからである<sup>(10)</sup>。ここにはやはり、世帯全体は貧困ではなかったとしても、そのなかの特定の誰かだけが貧困に陥っているという隠れた貧困が潜んでいる可能性がある。

#### 4 税・社会保障制度の世帯内の個人への影響

ここまで見てきたような、世帯のなかでの個人の資源配分をとらえようとする研究は、英語圏においては、社会保障給付を誰に対してどのような形で行うと、世帯のなかの個人にどのように影響

(6) この調査では、家計の管理類型が家計経済研究所の分類方法(2009)とは異なっており、夫管理(夫がすべて管理し妻に必要なだけ渡す)、妻管理(妻がすべて管理し夫に必要なだけ渡す)、共同管理、準個別管理(一部を共同で、残りを個別に管理)、各自の収入を個別に管理(個別管理)の5つに分類されている。

(7) 木村は御船とは異なり、夫妻で使えるお金の金額は家計管理のタイプで違いはないという調査結果を導いている。このことについて木村は、御船が分析に用いた調査では「実際に妻のために支出した金額」をたずねているのに対し、木村が分析に使用した調査は「(使おうと思えば)使える金額」をたずねているためであると考えている。つまり、妻は使おうと思えば使えるお金を自分のためには使っていない可能性を指摘している(木村2001)。

(8) 夫が世帯の家計管理をするタイプの世帯では、夫の消費が少ないという結果が示されており、御船は管理を任されている方が、自分の消費を抑制するという傾向があることを指摘している(御船1995)。

(9) 「管理」と「コントロール」という語句については、「特集にあたって」の注4に詳細な説明がある。

(10) Fran Bennettらは、低所得の世帯ではより女性が家計管理を担う傾向にあること、この家計管理の責任は女性にとって負担になる反面、プライドの源にもなっていることを指摘している(Bennett and Daly 2014)。



を与えるかを検証するという、政策研究にもつながっている。日本ではそもそも社会保障給付の金額自体が少額で、労働者が企業から得る賃金に過度に依存した生活構造であること<sup>(11)</sup>、日本では社会保障の給付は、世帯主を対象に行われるのがあたりまえのようになっていることから、こうした点が議論されることはほとんどない。しかし女性個人への社会保障給付は、女性が自身の収入を確保する一つの手段であり、他国ではそのあり方が議論されてきた。

イギリスでは1970年代に、フェミニズム運動の影響も受けて、税控除が児童手当に変更されたことがある。これは世帯収入は同じだったとしても、夫の収入を増加させる形の税控除から、母親の口座に直接給付される児童手当への変更、つまり夫の収入の一部が母親の収入になったということの意味する。この変更が世帯内の個人に与えた効果を検討した研究では、所得控除から児童手当に切り替わったことで、女性と子どもの衣服・履物への支出が増大した、すなわち女性と子どもの個人支出が増大したことが明らかにされた(Lundberg, Pollak, and Wales 1997)。この研究の結果は有名になり、NGOや政策立案者によって、子どもの福祉を増大させるためには母親に手当を払うことが有効だということが議論された。男性より女性に直接支払いをすることが家族の福祉に与えるインパクトを検証した研究レビューでも、第三世界の多くの国において、これが特に子どもの健康と教育の状態をおおむね増大させることが指摘されている(Yoong, Rabinovich, and Diepeveen 2012)<sup>(12)</sup>。

またFrancesco Figariらは、どのような税や社会保障制度が、世帯内の男女の収入格差を減少させたり働くインセンティブを増加させるのかを、EU加盟9カ国の政策を比較することで検討している。それによれば、個人課税と比べて共同課税は、男女の収入格差を拡大させる効果がある。というのも、所得税には累進性があり、個人課税だと夫妻の高所得の方が負担税額が大きくなるため、夫妻間の平等化がより進むからである。また通常、夫妻の高収入の方が受ける配偶者控除や扶養控除の形をとる給付も、男女の収入格差を拡大させる。一方、社会保険料の負担は、所得が一定以下になると免除があったり一定以上を上まわる高所得でも負担額には上限があったりするため、低所得者の場合には収入格差を減少させ、高所得者の場合には収入格差を拡大させる効果があるという(Figari et al. 2011)。こうした研究は、どのような税や社会保障制度が、世帯内の個人の収入にどのような影響を与えるかを検討する際の基礎資料として、日本においても活用できるだろう。

日本では以上のような、税・社会保障制度が世帯内の個人にどのような影響を与えているかという点から行われた研究は数少ないが、大石亜希子(2010)は、日本は早くから夫妻の収入を平等化する程度が高い個人課税のシステムを導入してきた一方で、税・社会保障制度のなかに世帯単位の発想にもとづくものが多々あるために、世帯内の男女の平等化は国際的に見ても進んでいないことを指摘している。また北明美は、各国の児童手当の理念と成立過程を検討するなかで、イギリスやスウェーデンなどではフェミニズム運動の影響を受けて母親への直接給付が実現されたのに対して、日本では父親が受給者になるのは当然とされたことを、制度成立の経緯から明らかにしている

(11) 室住は日本とイギリスの所得構造を比較して、イギリスは特に低所得層については所得の大半を社会保障給付が占めるのに対して、日本では多くを夫の勤め先収入が占めていることを明らかにしている(室住 2004: 86)。

(12) 第三世界を対象にしたこの研究レビューでは、女性への給付が、男の子と女の子の栄養状態や体格に与える影響の違いについても言及があり、日本を含む先進国においても、子どもへの影響は性別によって違いがあると考えられるが、先進国ではあまりこのような点は議論されていない。

(北 2004)。

最近では坂本が、消費生活に関するパネル調査のデータを用いて、子ども手当が導入されたことが世帯に与えた影響を検証している<sup>(13)</sup>。それによれば、受給者は有配偶世帯では95%以上が夫であったこと、9割以上の世帯で子どものために割り当てられたこと、そのことは家計管理のパターンによってほとんど違いがなかったという。そして Shelly Lundberg ら (1997) が検証した 1970 年代のイギリスの男性と比べて、「現代日本の男性は、給付金の取得者、管理者が夫自身であっても、子どものために配分すると考えられる」(坂本 2011: 38) と述べている。この子ども手当の支給額は、平均年収に占める割合の3%ほどであり、Lundberg らが検証したイギリスの児童手当が8%ほどだったのと比べて、そもそも収入に占める割合が低いことは考慮しなければならないが、この調査結果はこれまでの研究の知見に反する可能性があるため興味深く、さらなる検討が必要だと思われる。

## 5 世帯を単位とした制度の問題

4 節では、税・社会保障制度のあり方が、世帯のなかの個人の所得にどのように影響するのかを見てきた。日本では先に言及したように、税・社会保障制度に世帯単位の発想にもとづくものが多いために、世帯ではなく個人に焦点をあてたとき、それらの制度によって、特に女性が不利益をこうむることがある。

つぎに本節では、こうした世帯を単位にした税・社会保障制度によって、どのように女性が不利益をこうむり、その貧困が悪化することになるのか、具体的な事例を見ていくことにしたい。紹介する事例は、いずれも相談機関に相談があったものだが、プライバシーに配慮して、細かな点には改変を加えている。

A さんは 39 歳。夫の DV により怪我をし、12 歳の長男が警察に通報。6 歳の次男も連れて 2 ヶ月前に家を出て、知人の持つアパートで暮らす。家賃 4 万円。離婚調停を申し立てようとしている。結婚以来持っていた貯金と、以前からしていた月 6 万円のパートの仕事で生活費を賄っている。夫から婚姻費用、養育費の支払いはない。月 2 万円の児童手当の受取人を夫から自分に変更したいが、夫に追跡される恐れがあるため夫のサインをもらうことができず、住民票を移すこともできないため、実際には B さんだけが子どもを養育をしているという証明ができず、受取人を変更できない。

A さんは夫から暴力を受け、家を出て別居中である。夫とは離婚するつもりで、シングルマザーとして生計を立てていくために、少しでも収入を増やしたいと考えている。児童手当は、中学卒業までの児童を養育している人に月額 5,000 円～1 万 5,000 円の手当が支払われる制度であり、通常

(13) 子ども手当は、2010～2012年に実施された児童に対する給付制度で、それまでの児童手当の所得制限が撤廃されて、全児童を対象に(対象年齢も12歳から15歳に引き上げられた)それまでより多い月額1万～1万5000円が給付された。しかし2年後にふたたび所得制限のある児童手当に戻ったという経緯がある。

は世帯のなかで所得が高い人が受給者となる。したがって A さんの場合も、別居以前は夫が受給者になっていた。別居以降は子どもの養育費用もすべて A さんが支払うようになったが、振込先は夫の口座になったままであり、A さんは児童手当を引き出すことができない。受給者を変更するには夫のサインが必要だが、A さんは夫に居場所を知られたくないため、連絡を取ることができない状態だった。住民票を夫のもとから移動させ、離婚の意志を示す書類を提示できれば、夫のサインがなくても受給者の変更は可能だが、A さんは夫の追跡を恐れて住民票を移すこともできず、実際に子を養育しているのにもかかわらず、児童手当を受給できないという事例である。

B さんは 40 歳。高 1 の長女と 2 人暮らし。8 年前に離婚、前夫からは月 2 万円の養育費が支払われている。家賃 5 万 5000 円のアパートに住み、介護士として働き月収 19 万円を得ている。その他、児童扶養手当が月 3 万 9000 円入り、長女にも月 2 万円アルバイト収入がある。長女が 16 歳になったタイミングで元夫が子の扶養控除を申告したため、B さん自身が申告する予定だった扶養控除は認められなくなり、くわえて B さんの寡婦控除は減額されてしまった。その結果、課税所得が増えることになった B さんには、児童扶養手当が減額され、当初想定していたよりも年間 17 万円手取り額が減少してしまった。娘は大学進学を希望しており、その費用を少しでも貯めたいが余裕がない。

B さんは長女と 2 人暮らしで、離婚後なんとか生計を立ててきた。長女が 16 歳になったときに元夫が申告した扶養控除とは、16 歳以上の配偶者以外で所得 38 万円以下の親族を扶養している場合に、扶養者の所得から年間 38 万円が控除される制度である。これは、別居していても扶養の実態があれば認められるため、長女に毎月養育費を送金していた元夫は、長女が 16 歳になりこの制度が使えるようになったのを機に、控除を申告したのである。しかしこれは、1 人の扶養親族に対して 1 人の納税者にしか認められないため、B さんも扶養控除を申告する予定だったが、C さんよりも所得の多い元夫に先を越され、B さんの扶養控除は認められないことになった。

くわえて、それまで B さんには特別寡婦控除が認められていた。特別寡婦控除とは、夫と死別または離婚したあと婚姻しておらず、扶養する子がいる所得 500 万円以下の人に 35 万円の控除が認められる制度である。しかし元夫が扶養控除を申告したため、長女は元夫の扶養親族となり、B さんには扶養する子がないことになってしまった。その結果、B さんには特別寡婦控除ではなく寡婦控除しか認められなくなり、控除額が 35 万円から 27 万円に減額されてしまった。以上のことから、B さんの課税所得額は、元夫が扶養控除の申告をしない場合よりも増えることになり、そのために児童扶養手当も減額され、年間の手取り額が減少してしまったのである。

B さんは離婚後、シングルマザーとして働きながら育児・家事をし、長女を育ててきた。現在でも長女の食費や生活費には、元夫から受け取っている養育費より多くを B さんが負担している。しかし扶養控除は、先に申告した方、もしくは収入の多い方に認められるため、実際に長女を扶養し、養育にかかる費用も多く支払っている B さんではなく、元夫につくことになってしまったのである。

これらの 2 つの事例はいずれも、児童手当や扶養控除が、世帯のなかで所得がうまく配分されているという前提にたって設計されているために、女性が不利益を受けているというものである。A

さんも B さんも (元) 夫の関係がうまくいっておらず、(元) 夫と話し合いをしたり、手当の支払いや控除の認定について協力を得られない状態であるが、いずれの制度も世帯を単位とし、世帯主が利用することを前提に設計されているために、養育の実態を考慮されず、女性が不利益を受けているのである。このような事例の場合には、こうした制度によって、女性の貧困が悪化することになっているといえる。

税・社会保障制度が世帯を単位にしており、世帯のなかで所得がうまく配分されていることが前提になっていることは、児童手当や扶養控除だけではなく、健康保険など、他の制度にもあてはまる。DV から逃げている場合には、安全を確保しようとする配偶者と連絡を取ることができず、したがって世帯という実態が成り立っていないことを証明することも難しい。最近ではそうした現実が考慮され、DV から逃げている場合には、より柔軟な対応が行われるようになってきてはいるが、自治体や担当者によって対応が異なったりするなど、それが徹底されているとはいえない現状がある。日本でも、世帯主が制度を利用することを前提とするのではなく、上述したイギリスの児童手当のように、実際に養育を担っている人が養育にかかわる制度を利用できるという設計であれば、以上の A さんや B さんのような事例の問題は生じないものと思われる。

## おわりに

ここまで見てきたように、世帯内の資源配分に関する研究では、おもに世帯のなかの夫と妻の不平等に焦点があてられ、その不平等な実態が明らかにされてきた。しかしそのような世帯内部の不平等を原因として、世帯のなかの特定の個人が容認できない困窮状態を経験しているというような、「世帯のなかに隠れた貧困」そのものをとらえようとした研究は、かなり限定的であった。直接的にこれを可視化させようとしているのは、剝奪アプローチによって世帯内の個人の生活水準をとらえようとする Cantillon らの研究などに限られている。日本では、離別母子世帯に関する調査で、木村が離別前の生活の金銭的状况に焦点をあてた(木村 1999) ことで、その実態が一部明らかにされているのみのように思われる。

こうした「世帯のなかに隠れた貧困」を可視化させることは、目に見えやすい女性世帯主の貧困だけではなく、女性が経験する貧困の様相を、世帯のなかも含めて全体的にとらえることになる。しかしそれを妨げているのは、日本ではそもそも、世帯のなかの個人に焦点をあてた調査データが少ないという現実にもある。そのことが、この分野の研究が発展していかない大きな要因の一つであろう。

また「世帯のなかに隠れた貧困」の存在を考えることから、貧困概念を検討する必要も示唆される。Steven Jenkins は、フェミニズムが問題にしてきた女性の貧困の概念は、「最低限の経済的自立の可能性に対する個人的権利」を反映したものであると述べている。そしてフェミニズムの視点から貧困概念を検討する際の鍵となるのは、Sen の潜在能力の概念だという (Jenkins 1991: 464; 丸山, 近刊予定)。今後はこのような「世帯のなかに隠れた貧困」をとらえられるような貧困概念に関する議論も、進めていく必要があるだろう。

(まるやま・さとみ 京都大学大学院文学研究科准教授)



## 【参考文献】

- 阿部彩 (2006) 「相対的剝奪の実態と分析——日本のマイクロデータを用いた実証研究」『社会政策学会誌』16, 251-275
- (2014) 「日本における相対的剝奪指標の構築に向けて——相対的貧困率を補完する指標の検討」『季刊社会保障研究』49 (4), 360-371
- Bennett, F. (2013) “Researching Within-Household Distribution : Overview, Developments, Debates, and Methodological Challenges”, *Journal of Marriage and Family*, 75, 582-597.
- and Daly, M. (2014) *Poverty through a Gender Lens : Evidence and Policy Review on Gender and Poverty*, [http://www.spi.ox.ac.uk/sites/default/files/Gender\\_and\\_poverty\\_Bennett\\_and\\_Daly\\_final\\_12\\_5\\_14\\_28\\_5\\_14.pdf](http://www.spi.ox.ac.uk/sites/default/files/Gender_and_poverty_Bennett_and_Daly_final_12_5_14_28_5_14.pdf). (2020.3.25 最終閲覧)
- Burchardt, T. (2010) “Time, Income and Substantive Freedom : A Capability Approach”, *Time and Society*, 19 (3), 318-344.
- and Karagiannaki, E., *Intra-household Allocation of Resources : Implication for Poverty, Deprivation and Inequality in the European Union*. [http://sticerd.lse.ac.uk/case/\\_new/research/Intra-household/](http://sticerd.lse.ac.uk/case/_new/research/Intra-household/) (2020.1.2 最終閲覧)
- Cantillon, S. (2013) “Measuring Differences in Living Standards within Households”, *Journal of Marriage and Family*, 75, 598-620.
- Cantillon, S., Maître, B. and Watson, D. (2016) “Family Financial Management and Individual Deprivation”, *Journal of Family and Economic Issues*, 37 (3), 461-473.
- Cantillon, S. and Nolan, B. (1998) “Are Married Women more Deprived than Their Husbands?”, *Journal of Social Policy*, 27-2, 151-171.
- (2001) “Poverty within Households : Measuring Gender Differences Using Nonmonetary Indicators”, *Feminist Economics*, 7 (1), 5-23.
- Delphy, C. (1984) *Close to Home*, Hutchinson Education. (= 井上たか子・加藤康子・杉藤雅子訳 (1996) 『なにが女性の主要な敵なのか——ラディカル・唯物論的分析』勁草書房)
- Figari, F., Immervoll, H., Levy, H. and Sutherland, H. (2011) “Inequalities within Couples in Europe : Market Incomes and the Role of Taxes and Benefits”, *Eastern Economic Journal*, 37, 344-366.
- Jenkins, S. (1991) “Poverty Measurement and the Within-Household Distribution : Agenda for Action”, *Journal of Social Policy*, 20 (4) : 457-483.
- 家計経済研究所 (2009) 『現代核家族のすがた——首都圏の夫婦・親子・家計』家計経済研究所
- 木村清美 (1999) 「家計内の不平等と権力——離別に至った夫婦のケース・スタディから」家計経済研究所編『ワンペアレント・ファミリー (離別母子世帯) に関する6ヵ国調査』大蔵省印刷局
- (2001) 「家計の共同性と夫妻関係」『季刊家計経済研究』49, 14-24
- 北明美 (2004) 「児童手当制度のアイロニー」『季刊経済理論』41 (2), 15-27
- Lister, R. (2004) *Poverty*, Cambridge : Polity Press. (= 松本伊智朗監訳 (2011) 『貧困とはなにか——概念・言説・ポリティクス』明石書店)
- Lundberg, S., Pollak, R. and Wales, T. (1997) “Do Husbands and Wives Pool Their Resources? Evidence from the United Kingdom Child Benefit”, *The Journal of Human Resources*, 32 (3), 463-480.
- 前田正久・湯本和子・松村祥子 (1971) 「家計の配分体系への考察と共働き家計の分析」中鉢正美編『家族、周期と家計構造』至誠堂
- 丸山里美 (2019) 「近代家族の特質と女性の貧困」松本伊智朗・湯澤直美編『子どもの貧困と家族・社会』明石書店
- (近刊) 「ジェンダーから見た貧困測定——世帯のなかに隠れた貧困をとらえるために」『思想』2020年4月号
- 御船美智子 (1995) 「家計内経済関係と夫婦間格差——貨幣と働く時間をめぐって」『季刊家計経済研究』



- 25, 57-67
- (1999) 「女性と財産の距離と家族共同性」『法社会学』51, 206-211
- 室住眞麻子 (2000) 『世代・ジェンダー関係からみた家計』法律文化社
- (2004) 「家族家計・家計内個人々人への収支配分・社会保障」大澤真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店, 65-96
- (2006) 『日本の貧困——家計とジェンダーからの考察』法律文化社
- (2019) 『家計から診る貧困——子ども・若者・女性の経済的困難と政策』法律文化社
- 大石亜希子 (2010) 「社会保険・税制におけるジェンダー」木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編『社会政策のなかのジェンダー』明石書店, 158-179
- 岡本政人 (2015) 「世界と日本の家計管理の実態と動向——国際社会調査データを用いたパネル分析および多項ロジット分析」『季刊家計経済研究』107, 54-63
- Pahl, J. (1989) *Money and Marriage*, Macmillan Education Ltd. (= 室住眞麻子・木村清美・御船美智子訳 (1994) 『マネー&マリッジ——貨幣をめぐる制度と家族』ミネルヴァ書房)
- 坂本和靖 (2008) 「世帯内における消費・余暇配分の構造」チャールズ・ユウジ・ホリオカ・財団法人関係経済研究所編『世帯内分配と世代間移転の経済分析』ミネルヴァ書房, 21-47.
- (2011) 「子ども手当の配分状況と世帯支出への影響」『季刊家計経済研究』92, 32-45
- 重川純子 (2004) 「夫妻の収入バランスが夫妻関係に及ぼす影響」『季刊家計経済研究』64, 35-44
- Yoong, J., Rabinovich, L. and Diepeveen, S. (2012) *The Impact of Economic Resource Transfers to Women versus Men: A Systematic Review*, <https://epii.ioe.ac.uk/cms/Portals/0/PDF%20reviews%20and%20summaries/Economic%20transfers%202012Yoong.pdf?ver=2012-01-13-101615-493> (2020.3.25 最終閲覧).